

# 令和4年度 建設工事入札制度の改正について

令和5年1月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。  
ご理解とご協力をお願いします。

## 1 特定建設業の許可等における金額要件の見直し

建設業法施行令の改正により、令和5年1月1日から下記のとおり金額要件の見直しを行いますのでお知らせします。

- ◆特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について
  - 【改正前】 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）
  - 【改正後】 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）
  
- ◆主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について
  - 【改正前】 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）
  - 【改正後】 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）
  
- ◆下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について
  - 【改正前】 3,500 万円
  - 【改正後】 4,000 万円